

宗教施設の補償事例

～四国八拾八ヶ所ニ霊場～

Report No. 10-2

作成者	K. N
作成日	1992.2

概要

高速道路並びに都市計画の道路事業等により、神社、仏閣等の敷地の一部あるいはその全部が起業地として用地取得されるケースがよく見られるが、これら施設の移転という補償問題にあたっては、その施設のもつ特性故に現行の損失補償基準(「一般補償基準・公共補償基準」)での対応が必ずしもマッチしているとはいいきれず、その補償処理にあたって、常に苦慮するものがある。

その理由として、

- ① 「損失補償基準」(以下「基準」という)では、補償の原則を「財産権の侵害」に対して、そこに損失の発生が認められるならば、その損失に対して社会的公平のもとに負担するとし、この財産権は、現在の人間社会において客観的に判断される市場価値を前提に把握される価値が基本であると考えられる。

しかしながら、宗教上の施設等に関しては、建物及びそれらの関連施設など物的なものに対して価値性があるのではなく、宗教対象としての歴史性、文化性をもつがゆえに価値が認められるものであって、媒介体としての物的な施設との一体性のもとに信者達の清廉な精神活動の場となって本来の価値づけがなされていると考えられる。

このように宗教上の施設に関しては、「基準」で考えられるような一般経済市場を前提とする価値性だけでは本来の財産価値が把握しきれない面を多分に有している。

- ② 「基準」では、損失の補償に対して従前機能の回復を維持しつつ財産価値に結がる補償方法とし「移転主義」をとっている。

しかしながら、宗教上の施設は過去からの人間活動とのさまざまな関わりを通じて、その施設が存在するその場においてそれぞれの歴史性、文化性を育くみ受け継がれてきているものであり、地域の風土、あるいは周囲の環境等と深くかかわって存続してきている。

このような宗教上の施設に関してはその価値性に過去からの地域住民などとの関わり、又、その地域における歴史的、地理的位置等がそのバックボーンとして強く関わっていると考えられる。

したがって、宗教上の施設が移転となったような場合、建物等物的な施設の移転は可能であっても、その土地に根付いた由緒、由来等は全く失われることとなり、これで本来の機能の回復に結なるといえるかどうか非常に疑問がある。

以上のように宗教上の施設の移転という問題にあたっては、「基準」でいうところの

①財産価値の把握方 ②移転先地に関わる機能回復のあり方をいつも疑念を抱きつつ苦慮している次第である。このような点を特に強く抱きながら処理した案件の概略をここに紹介する。

1. 案件の概要

本案件は、広島市の北西部郊外(市中心部より約9km)にあつて、平成6年10月開催のアジア競技大会メイン会場への幹線アクセス道路として、現在その完成が急がれている道路の土地取得に伴って生じた事例である。

この道路事業地の一部に、その昔、真言宗派であつたであろう「雲岸寺」という廃寺があつた。そして背後の山林を含むこの廃寺(約14,000㎡)内に昭和初期、真空という和尚が、弘法大師入定1100年を記

念して四国八拾八ヶ所の石仏霊場を勧請し開山したが、この霊場の一部が道路予定地となって2分割され、かつ約半数の石仏が直接支障することとなったものである。

2. 雲岸寺の由来寺

対象物件は、南に向かってなだらかな傾斜をもつ標高60~100m、アカマツや落葉灌木が茂る丘陵林地山麓に所在する。

「雲岸寺」の由来、草創については祥かではないが、天正年中(西暦1500年代)には存在していたことが「雲岸寺縁起書」により確かめられている。そして、当時の民間大衆信仰が安芸門徒で代表される真宗の著しい普及によって真言宗派に属していたであろう「雲岸寺」は急速に衰退し近世初期には廃寺となったとされている。

このような歴史をもつ「雲岸寺」は、僧籍を継ぐ人があらわれなまま廃寺として受継がれてきており、現在個人の所有物となって現存している。現在寺域内に二間四方瓦葺宝形屋根の阿弥陀堂、一間半四方向拝付宝形屋根の奥之院並びに鐘撞堂各一字、又、山中には、弘法大師の霊場である四国八拾八ヶ所を勧請した石仏霊場を残し、現在も信仰熱い人達にお参りされ、祭祀されてきている。

なお、この石仏霊場は、昭和初期に、現在の所有者であるB子氏の義父A氏が信仰心厚く真言宗総本山高野山にて修業し、真空和尚という僧籍をえて当地に帰した際、弘法大師の御利益を得るよう近郷在野の篤志家に当時石仏一基10円程度の寄進を募り、ほぼ1年の築造期間を経て昭和9年5月に霊場開山したものである。

3. 石仏霊場の現状

真空和尚は霊場開山4年後の昭和13年に没した。その後、当寺において僧籍を継承する者が現れず、現在B子氏が受継ぎ管理している。

寺内の阿弥陀堂には県重要文化財の指定を受ける阿弥陀如来が荘厳されており、山中には八拾八ヶ所及び番外の石仏108体程が曲折する山道に沿って自然の露岩又は積上げられた台石の上に座している。

巡拝の総延長距離は約1000mで、その中で自然の景観をうまく利用して順序よく配列され霊場としての雰囲気十分に感じられる。

霊場の詳細は、まず境内に入るとすぐ左手に玉石を積上げた台座に第1番札所、阿波の国霊山寺の釈迦如来、番外、弘法大師、第2番札所、極楽寺の阿弥陀如来の石仏が3体、並びに一段高い阿弥陀堂に至るまで13番札所までの石仏が7~12mの間隔でもって厳然性を演出して、うまく配されている。阿弥陀堂からつづら折の山道をたどって尾根筋に出る徳島・阿波の国の霊場を経えるかたちで鐘撞堂が建つ。この付近は、自然の巨岩が点在、又、重なり合って露頭している場所で、これらの巨岩を台座として利用し自然の厳然性、荒々性を持つ雰囲気を演出して土佐の国第24番最御崎寺・虚空蔵菩薩から第39番赤亀山延光寺・薬師如来像までの石仏を配している。第40番から65番札所である伊予の国は、寺域のほぼ北端まで往復するかたちでの自然石あるいは玉石の積上げ台座を利用して石仏が配されている。

第66番の讃岐の国の霊場からは下りの山道で、最終88番札所大窪寺・薬師如来が、管理者B氏居住家の前庭に置かれ四国八拾八ヶ所の巡拝を終えて結願するという霊場である。

この霊場の巡拝に要する時間は1時間~1時間半程度で、ほどよい距離をもち高齢者にも参拝しやすい

く、巡行道の管理もよく手入れされている。

なお、祭祀は、御本尊である阿弥陀如来の縁日(4月15日)に、真言宗の別格本山、福王寺から住職が招かれ、数十人の信者も参詣して例年おまつりされている。

祭祀、管理の費用等は、当施設が個人の所有であって宗教施設としての明確な姿をもっていないため檀家、門徒など一切有せず、信者のお参りしたさい銭が費用として充当され不足分は個人の歳出によって賄われている。

4. 四国八拾八ヶ所について (参考)

四国八拾八ヶ所は、弘法大師が42才の厄年に、四国の修行地を一巡して定めたと伝えられる。現在の四国八拾八ヶ所巡拝の道程は約1,400km、約360余里といわれており、四国遍路は、阿波の国から土佐・伊予・讃岐とまわるのが一般コースとされている。阿波の国第1番札所は、徳島県鳴門市大麻町に所在する霊山時であり、ここから遍路がはじまる。

阿波の国は「発心の道場」といわれ、厄除けで有名な二十三番札所薬王寺で終る。

土佐の国には、二十四番札所・最御崎寺から三十九番札所・延光寺までの16の霊場があり、ここは阿波の国「発心の道場」を打ち終え仏道を身につけ善行を積むための「修行の道場」とされている。

伊予の国は「菩薩の道場」といわれ発心・修行を経たのち、あらゆる煩惱を絶ちきり、不生不滅の理を悟るところとされている。

最後に讃岐の国は六十六番札所・雲辺寺から結願の霊場である八十八番札所・大窪寺までの23札所で、今までのもろもろの苦しみを断ち、一切の煩惱を滅し、解脱の境地を修得する「涅槃の道場」とされている。

この四国八拾八ヶ所霊場を巡拝の支えとなった金剛杖や菅笠などを最後の大窪寺、大師堂に参拝し納めるのが本来の習わしである。

このような四国八拾八ヶ所霊場の大師信仰は、中世から近世にかけて全国各地で一般民衆に受け入れられることとなり、江戸時代以降には、遠隔地では四国遍路も思うようにできないことから「新四国八拾八ヶ所」と称してその写しが各地で開かれた。

よく知られたミニ霊場としては、香川県の小豆島、岡山県の児島、周防大島、隠岐などの各地方にみられ、また、一寺の境内地内にもミニ霊場を開山している寺社も多くみられる。

5. 支障の状況と補償上の問題点

本件で計画されている道路予定地は、当該雲岸寺の寺域を下図の位置で通過し、又法面をカットする工事の関係から大幅に土地取得することとなる。

この結果、当該寺内の中心となる阿弥陀堂鐘撞堂が直接支障し、又、石仏霊場も4番大日寺、大日如来から36番青龍寺、波切不動明王まで、更に、69番観音寺、観世音菩薩から80番国分寺、千手観音菩薩までの計45石仏が移転対象となる。

そして残地には霊場が2分割されて残る状況となる。

(図 省略)

このような支障の状況から、本件の補償方法の検討にあたって、次のようなことが問題点として検討された。

(1) 本件の特徴的なことは、施設の外形上、その形態は明らかに宗教施設として位置づけられるものであるがその所有は宗教活動に非積極的な一私人の所有に帰しているという点にある。

つまり、現在、当施設においては宗教の教義を広めたり、説法をするなど宗教活動を行う宗教家は存在しない。

したがって、その非積極的な宗教活動と併せて管理者、信者の高齢化によって、次第にその宗教施設としての普遍性が弱まっていくのではないかと思われる。このように、退勢しつつある私人所有の宗教施設について、その財産価値をどのように把えるべきなのか。

(2) 現状の石仏霊場は、歴史的に由緒ある雲岸寺の寺内にあって、自然と調和した規模、ここの石仏の風格及び管理の現況等によって、その尊厳性、威厳性が備わり、宗教施設としてのより崇高な機能が付与されてきていると思われる。

このような存在から、その価値は、自然と一体となった当該寺内にあってはじめてその社会的役割が発揮されているものであり、起業地外のどこへでも移転するというわけにはいかないと思われる。雲岸寺という由緒ある場所を違えて霊場を復元するとした場合、従前の機能を回復したということになるのかどうか。

(3) 御堂並びに石仏等の物的な施設の移転は可能としても、その機能回復の程度をどのように考えればよいか。

石仏霊場の機能・役割そのものは、四国遍路のいわれである弘法大師信仰の精神修養の場である。

つまり、その“場”というものはあくまで信者の精神観念上のものであり、その施設が一定の大きさとか形など物的な規格を持たなければその効用が発揮されないというものではない。

以上のように本件の補償に関しては、

- ① 対象施設の財産価値（社会的役割）の把え方。
- ② 機能復元可能な移転先地の判定。
- ③ 従前機能を回復するための具体的方策。

について、いかに判定するかが、重要課題として検討された。

6. 補償の方向性検討

まず、①の財産価値の把え方であるが、これについて、現施設は、現状一私人の所有下にあるが、その機能は、退勢化の道をたどっているといえども、参詣する信者が現に存在し、明らかに宗教施設として存在しているものである。そして信者にとっては各人精神活動にとってかけがえのない信仰の対象物として存在しており、十分社会的役割を担っているものである。

又、管理者もその役割を十分認識して維持管理に務めており、かかる機能性から、本施設は一私人の所有物であっても半公共的な社会的価値をもった施設としてその価値を認める必要がある。

次に、②の移転先に関しては、周辺の人々に廃寺となった今も、その名がよく知られており、その場所を離れての移転は、歴史、由緒など全く反映しない施設となり、本質的な機能の回復にはつながらないと判断され、移転先地は寺内を隔てては存しないと判断される。

③については、その規模、形態等に対して規格がないということは、逆にいえば規模等が変わったと

しても全体的な宗教施設としての価値＝崇高性，尊厳性が従前とほぼ同じように保たれば、機能の回復に結がると考えられる。その従前と同等という概念は質的な同等に転嫁され、信者達にとって従前と同じように“参詣したい”という気持ち・雰囲気損なわない施設として復元すればよいと考えられる。

7. 具体的な補償方法

本件の合理的な補償の方向性は

- ① 対象施設が信仰対象物として公共的な性格を有していることから是非ともその社会的価値を維持させる必要がある。
- ② 機能の回復は、当該寺外においては本質的な機能の復元につながらず、移転先地は当該地内に限られる。

という判定から、本件の補償方法は、残地寺内の種々な配置プランを検討し、最も合理的と考えられるプランに基づいて建物の移転料，石仏料等を補償算定した。

なお、プラン検討に当っては

- ① 四国八拾八ヶ所を勧請した石仏霊場であることから石仏の移転は一番石仏から順次に回巡できる配置であること。
- ② 残地内の石仏等は、従来の雰囲気を維持するよう極力今のままで利用する。

という考えを基本にプラン検討した。

8. 終わりに

日本には、過去からの歴史を通じ、又、人間生活との関わりの中であって、さまざまな宗教施設が多く受けつがれてきている。

このような施設は、その施設が成立してきた当時の文化、民俗生活などを如実に反映し、現在から将来へとその姿を変えていく。

過去から培われてきた古き良き物にはそれなりの意味もあり価値もある。

昨今の退廃化しつつある精神文明の中であって、過去を知り現代を生き、更に後世に文化を伝えるという観点から、宗教施設というものは深い意味をもつと思われ、このような文化的遺産を保護していくという立場に立って、移転という問題を考えていかなければならないと強く思われる。